

引取業者登録（登録の更新）申請書類一覧

No.	提出書類					
1	申請書	引取業者登録（登録の更新）申請書（様式第一）※				
2	申請者を確認できる書類	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">法人</td> <td>法人に関する登記事項証明書（原本）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">個人</td> <td>次に掲げる物の、住民票（本籍記載のもの。外国人にあっては国籍等記載のもの。）（原本） (1)申請者 (2)申請者の法定代理人（申請者が未成年者の場合。（法定代理人が法人の場合は、当該法人の登記事項証明書））</td> </tr> </table>	法人	法人に関する登記事項証明書（原本）	個人	次に掲げる物の、住民票（本籍記載のもの。外国人にあっては国籍等記載のもの。）（原本） (1)申請者 (2)申請者の法定代理人（申請者が未成年者の場合。（法定代理人が法人の場合は、当該法人の登記事項証明書））
法人	法人に関する登記事項証明書（原本）					
個人	次に掲げる物の、住民票（本籍記載のもの。外国人にあっては国籍等記載のもの。）（原本） (1)申請者 (2)申請者の法定代理人（申請者が未成年者の場合。（法定代理人が法人の場合は、当該法人の登記事項証明書））					
3	次に掲げるいずれかの書類 (1) 自動車整備士や中古自動車査定士等の資格証等の写し、業界団体等が行う講習の受講修了証の写し等 (2) 上記(1)を有していない場合 使用済自動車のエアコンディショナーに含まれている「残存フロン類の確認方法を記載した書類」※					
4	誓約書（引取業者用）（第13号様式）※					

- (注1) ※印の書類は定められた様式があります。（名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます。）
- (注2) 公的機関が発行する書類（登記事項証明書等、住民票）は発行から3か月以内のものを添付してください。
- (注3) 新規、更新申請いずれの場合でも同じ書類が必要となります。更新の場合に省略できる書類はありません。
- (注4) 登録申請手数料は、次のとおりです。後日金融機関にて振込んでいただきます。
 新規 4,000円 更新 3,000円
- (注5) 申請書の控えは申請者の負担にて事前に作成して下さい。不要な方は省略できます。
- (注6) 登録の更新申請は登録期限までに行わなければ失効します。登録期限以降の申請は新規の申請となります。
- (注7) その他、更新申請前に届出を必要とする場合があります。

申請の窓口・申請に関する問い合わせ先

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所本庁舎4階

環境局事業部廃棄物指導課 一般廃棄物指導担当

Tel 052-972-2683(ダイヤル) Fax 052-972-4132